別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 4

事 業 名	雄武墓地地蔵小屋修復工事	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	□ 登載事業 ■ 非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生対策の充実	〔根拠法令等〕	
主要施策の分類	墓地・墓園・斎場の適正管理と周辺環境の整備	〔事務種類〕	自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	（What）	災害で倒壊した地蔵小屋の修復により墓地周辺環境・景観の維持を図る		
事業の手段	（How）	請負による地蔵小屋の修復工事		
事業の結果	（Outcome）	墓地周辺環境の復興が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備 考〕
雄武墓地地蔵小屋修復工事			雄武墓地地蔵			H17	2,467,500円
			小屋修復工事				（17年度実績）
							繰越明許費

〔事業計画の達成状況〕

- (a) 事業計画を予定どおりに達成している
- b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
- c 事業計画を達成できる見込みがない

〔説明〕～事業執行上からの課題・町民からの意見等

〔本年度の事業実施スケジュール〕

〔町民への周知方法〕

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

- ア 公共的な財・サービスの提供
- (イ) 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
- ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
- エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
- オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
- カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
- キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

- (a) 行政が行うべきである
- b 一部は民間が行うべきである
- c 民間が行うべきである

（説明）

火葬場・墓地の運営は自治体の固有事務であり、施設修繕等は自治体の責務として、又、地蔵が祭られていることから宗教的慰霊の見地から修復を要した。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 墓地周辺の環境整備、特に、地蔵が祭られていることから宗教的慰霊の見地から修復を要した。
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 火葬場・墓地の運営は自治体の固有事務であり、施設修繕等は自治体の責務として、又、地蔵が祭られていることから宗教的慰霊の見地から修復を要した。

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明) 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

(B) 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ（上記A～Dから選択記入）（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 5

事 業 名	最終処分場浸出水処理施設保守点検委託
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	住民生活課 環境衛生係
調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

I 事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	□ 登載事業 ■ 非登載事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	環境衛生対策の充実	[根拠法令等]
主要施策の分類	ごみ収集・処理体制の充実	[事務種類] 自治事務 (その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武町	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	最終処分場埋立による浸出水処理施設の修繕等箇所の早期発見		
事業の手段	(How)	年6回の定期点検		
事業の結果	(Outcome)	修繕箇所・部品取替要箇所の早期発見により適正な浸出水処理が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

[事業内容]	[H15実績]	[H16実績]	[H17実績]	[H18予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備 考]
浸出水処理施設保守点検委託			浸出水処理施設保守点検委託	浸出水処理施設保守点検委託	浸出水処理施設保守点検	H17～H19	682,500円 (17年度実績)

[事業計画の達成状況]

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

施設稼動後17年を経過しており、機器の老朽化も含め関係部品の製造等の関係から、要取替部分の早期発見により施設の維持管理が可能となり、適正な浸出水処理が可能となる。

[本年度の事業実施スケジュール]

浸出水処理施設の定期点検 (年6回奇数月実施)

[町民への周知方法]

[関係機関・関係部署との役割分担]

IV 事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]		
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ (廃止・縮小) 事業	
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]		

V 事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

a 行政が行うべきである
(b) 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、施設管理等の部分について委託処理の域を超えないものである。一部施設管理についても委託としており、上記項目該当とした。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 要修繕・取替箇所の早期発見により、部品等の手配がスムーズに行え、施設の稼動休止等が防げる。
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 要修繕・取替箇所の早期発見により、部品等の手配がスムーズに行え、施設の稼動休止等が防げる。

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用] ①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明) 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用] ①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、不可とする。
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
[事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 適正な施設管理を行うため、廃止は妥当ではないと思慮する

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

Ａ 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

Ｂ 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

Ｃ 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

Ｄ 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 Ａ ― ※Ａ選択の場合のみ ア （上記Ａ～Ｄから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 6

事 業 名	生ごみ粉砕・分別施設建設事業
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	住民生活課 環境衛生係
調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

I 事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	□ 登載事業 ■ 非登載事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	環境衛生対策の充実	[根拠法令等]
主要施策の分類	ごみ収集・処理体制の充実	[事務種類] 自治事務 (その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	(What)	生ごみの堆肥化処理により最終処分場への埋立回避により延命化、浸出水の水質悪化を防ぐ		
事業の手段	(How)	収集した生ごみを堆肥化する前段の、粉砕処理、袋と選別する機器整備・上屋建設		
事業の結果	(Outcome)	最終処分場への直接埋立量の減少となっている		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

[事業内容]	[H15実績]	[H16実績]	[H17実績]	[H18予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備 考]
生ごみ粉砕・分別施設建設			機械設備			H17	14,973,000円
(機械設備・上屋建設)			上屋建設				(17年度実績)

[事業計画の達成状況]

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

生ごみの分別について、資源ごみの一部有料化と併せて住民説明会を実施。水切りの徹底と異物を混ぜないよう依頼。現在概ね適正な排出がなされているが、今後も水切りの徹底等について周知依頼する。機械設備の稼動については何ら問題ない。

[本年度の事業実施スケジュール]

[町民への周知方法]

[関係機関・関係部署との役割分担]

IV 事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]		焼却処理ができない状況となって最終処分場の延命化が課題となっていること、浸出水の水質維持管理のため、生ごみは埋立をしないことが妥当と判断し、堆肥化に向けての検討を行った。
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業	本町で導入した機械設備での処理を羅臼町でも行っており、視察を行った。
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取	生ごみの分別について、資源ごみの一部有料化と併せて住民説明会を実施。水切りの徹底と異物を混ぜないよう依頼。現在概ね適正な排出がなされている。
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]		

V 事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

(ア) 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

a 行政が行うべきである
(b) 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

収集運搬と同様、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、施設管理等の部分について委託処理の域を超えないものである。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 本施設の整備により効率的に生ごみ処理が図られ、最終処分場への埋立量が減り延命化・浸出水水質維持に効果が出ている。
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 本施設の整備により効率的に生ごみ処理が図られ、最終処分場への埋立量が減り延命化・浸出水水質維持に効果が出ている。特に延命化については、新たな施設を整備するには莫大な経費がかかることについて町民も理解しているものと思慮する。

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明) 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、不可とする。
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 B ― ※A選択の場合のみ

（上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

（説明）

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 7

事 業 名	西紋別地区環境衛生施設運営事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	■ 登載事業 □ 非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	
施策の項目の分類	広域行政の推進	〔根拠法令等〕
主要施策の分類	多様な広域事業の推進	〔事務種類〕 自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	（What）	町内で発生するし尿の適正処理		
事業の手段	（How）	組合運営に伴う応分の負担		
事業の結果	（Outcome）	町内で発生するし尿が適正に処理される		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備 考〕
組合運営負担金の支出	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	H10～H19	27,727,000円
	支出	支出	支出	支出	支出		（17年度実績）

〔事業計画の達成状況〕
- a 事業計画を予定どおりに達成している
- b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
- c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

〔本年度の事業実施スケジュール〕

〔町民への周知方法〕

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割
- ア 公共的な財・サービスの提供
- イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
- ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
- エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
- オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
- カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
- キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）
- a 行政が行うべきである
- b 一部は民間が行うべきである
- c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用] ①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用] ①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 下水道の普及によりし尿搬入量は減少傾向にあるものの、頭打ちの傾向である。組合運営費の５０%は人件費の固定費であり、大幅な負担金減は見込めない。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 8

事 業 名	容器包装廃棄物処理事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	■ 登載事業 □ 非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	
施策の項目の分類	広域行政の推進	〔根拠法令等〕
主要施策の分類	多様な広域事業の推進	〔事務種類〕 自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	（What）	一般家庭・事業所から排出される資源ごみの適正処理		
事業の手段	（ How ）	収集・直搬の家庭系・事業系資源ごみの保管・選別・処理先への搬入		
事業の結果	（Outcome）	紋別市リサイクルセンターで中間処理され、指定法人に引き渡され適正に処理されている		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備 考〕
容器包装廃棄物広域処理事業	資源ごみ処理事業	資源ごみ処理事業	資源ごみ処理事業	資源ごみ処理事業	資源ごみ処理事業	H12～H19	5,777,000円
負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金		（17年度実績）

〔事業計画の達成状況〕

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

現在、人口割りのみの負担割合であり、従量割の導入も必要と思慮する

〔本年度の事業実施スケジュール〕

収集・直搬の家庭系・事業系資源ごみを保管・選別・処理先に搬入し処理する

〔町民への周知方法〕

町広報誌・ホームページでの周知を行う

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

不適正分別のごみは、中を調べ排出者が特定できれば直接指導、自治会等とも協議、改善策を講じる

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

a 行政が行うべきである
(b) 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

処理費用の負担について、現状では実質自治体が負担しているものの、製造業者も応分を負担すべき

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 現状の負担方式が最良とはいえない。適正に処理されていると判断されるも有料化に伴い減量化の傾向が現れている中、負担割合の見直しは必要不可欠である
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 適正な処理のため、現状では負担金支出により処理すべき

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明) 現状の負担金を支出して処理している品目を無償又は買い取って処理する民間企業が参入すれば可となる
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 現状の方式で継続可能
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める 負担方式の見直し
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 負担方式の見直しが急務
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 負担方式の見直しが急務
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当町独自での処理体制が確立すれば、事業廃止も可能

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持 （事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充 （事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小 （事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合 （事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了 （単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止 （隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 9

事 業 名	リサイクル推進事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	■ 登載事業 □ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生対策の充実	【根拠法令等】	
主要施策の分類	ごみの減量化・リサイクル体制の確立	【事務種類】	自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	（What）	一般家庭から排出されるごみの減量化・適正排出の推進		
事業の手段	（How）	指定袋による有料化の実施により、ごみ減量化と費用負担の公平化が図られる		
事業の結果	（Outcome）	既有料化実施分については減量傾向にある		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
指定袋（証紙）作製	指定袋（証紙）作製	指定袋（証紙）作製	指定袋（証紙）作製	指定袋（証紙）作製	指定袋（証紙）作製	H14～H19	7,393,022円
売捌き手数料支出					売捌手数料支出		1,595,180円
	売捌手数料支出	売捌手数料支出	売捌手数料支出	売捌手数料支出			（17年度実績）

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

可燃・不燃ごみは確実に減少している、有料化した資源ごみについても減少傾向がみられる

【本年度の事業実施スケジュール】

引き続き、指定袋（証紙）の作製、売捌手数料の支出を内容とし、さらにごみ排出減量化を推進する

【町民への周知方法】

町広報誌、ホームページ等を活用周知を図る

【関係機関・関係部署との役割分担】

未分別ごみについて、中を調べ排出者が特定されれば直接指導、自治会等と協議の上、改善施策を講じる

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

a 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

現行法（廃掃法）上、一般廃棄物処理は自治体固有事務であり、サービスの提供に係る対価として収入証紙による手数料を徴収しているため行政が実施すべき

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 指定袋による有料化が住民に浸透し、減量化が図られており、手数料は廃棄物処理財源に充てられている
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) ごみの減量化による最終処分場の延命化が図られ、新たな経費負担が回避できる、住民説明会でも説明しており、理解が得られている

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用] ①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明) 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物処理は自治体固有事務であり、サービスの提供に係る対価として収入証紙による手数料を徴収しているため行政が実施すべき
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物処理は自治体固有事務であり、サービスの提供に係る対価として収入証紙による手数料を徴収しているため行政が実施すべき
[広域連携の活用] ①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
[事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 指定袋の販売については商工会へ元売捌き人として指定し、窓口業務の簡素化が図られ、未分別ごみへの指導に時間を割けるようにななった
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) ごみ減量化の方策として、有効な手段と思慮する

Ⅶ事業の方向性

［来年度に向けた事業の方向性］

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※Ａ選択の場合のみ） （上記Ａ～Ｄから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 10

事 業 名	廃木材等処理事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	□登載事業 ■非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生体制の充実	〔根拠法令等〕	
主要施策の分類	ごみ収集・処理体制の充実	〔事務種類〕 自治事務（その他・単独）	

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	（What）	最終処分場の延命化のため廃木材の埋立を回避		
事業の手段	（How）	廃木材の処理委託		
事業の結果	（Outcome）	廃木材の埋立回避により、最終処分場の延命化が図られている		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備 考〕
廃木材処理委託	廃木材処理委託	廃木材処理委託	廃木材処理委託	廃木材処理委託	廃木材処理委託	H14～H19	290,619円 （17年度実績）

〔事業計画の達成状況〕

a 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

〔本年度の事業実施スケジュール〕

収集・直搬された廃木材を適宜委託先に引渡し、7円／kgで処理委託

〔町民への周知方法〕

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

a 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

一般廃棄物としての廃木材を処理する責任があり、最終処分場の延命化も含めて行政が実施すべき

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明) 一般廃棄物としての廃木材を処理する責任があり、最終処分場の延命化も含めて行政が実施すべき
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 最終処分場延命化のための施策であり、休止・廃止することは考えられない

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継　続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡　充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮　小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統　合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終　了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休　止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃　止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 A ― ア
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 11

事 業 名	公衆浴場確保対策事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	■ 登載事業	□ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち	
施策の項目の分類	快適環境の創造	
主要施策の分類	快適環境施策の総合的推進	

[総合計画以外の計画・指針等]

[根拠法令等]

[事務種類] 自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武町	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	利用者の健康増進を図る		
事業の手段	(How)	民間事業者に対する運営補助金の支出		
事業の結果	(Outcome)	利用者の健康増進には寄与するものの、あくまで民間経営として補助は廃止すべき		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

[事業内容]	[H15実績]	[H16実績]	[H17実績]	[H18予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備 考]
公衆浴場に対する運営補助金	補助金支出	補助金支出	補助金支出	事業廃止		H10～H17	1,700,000円
							(17年度実績)

[事業計画の達成状況]

a 事業計画を予定どおりに達成している

b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである

(c) 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

補助金を支出しているものの、経営内容は健全とはいえず、赤字補填の性格となっている

[本年度の事業実施スケジュール]

事業廃止

[町民への周知方法]

3月末をもって体調面・経営面の不安から廃業、経営者による廃業チラシ、広報誌を活用しての周知を図った

[関係機関・関係部署との役割分担]

紋別保健所に廃業届提出

Ⅳ事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]		
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]		

Ⅴ事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供

(イ) 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供

ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供

エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供

オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等

カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等

キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

a 行政が行うべきである

b 一部は民間が行うべきである

(c) 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 (ア) 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである (c) 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 (ア) 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 18年度補助分より廃止
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている (c) 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える (c) 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用] ①民間資金・ノウハウの導入の検討 (可)・不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・(不可)	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用] ①広域連携の導入の検討 可・(不可) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・(無) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )	(説明)
[事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している (c) これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある (c) 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (d) 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 D ― ※A選択の場合のみ [ ] （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 [ ] ― [ ]
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 12

事 業 名	雄武斎場火葬炉設備修繕	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	□登載事業 ■非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生体制の充実	〔根拠法令等〕	
主要施策の分類	墓地・墓園・斎場の適正管理と周辺環境の整備	〔事務種類〕	自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ 無
事業の意図	（What）	適正な斎場施設の管理		
事業の手段	（How）	保守点検による要修繕箇所の早期発見		
事業の結果	（Outcome）	保守点検による要修繕箇所の早期発見による円滑な火葬業務の遂行		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備　考〕
火葬炉設備修繕		2号火葬炉修繕	1号火葬炉修繕			H16～H17	840,000円 （17年度実績）

〔事業計画の達成状況〕

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

保守点検による要修繕箇所の早期発見による円滑な火葬業務の遂行が図られる

〔本年度の事業実施スケジュール〕

〔町民への周知方法〕

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

(ア) 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

火葬場の経営主体については墓地埋葬法上、永続性・非営利性が求められ、原則市町村が行うべきとされている。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明) 前述のとおり、火葬場の経営主体については原則市町村とされている
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ [ ] （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 [ ] ― [ ]
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 13

事 業 名	雄武斎場火葬管理等業務委託	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課 環境衛生係
（計画事業名）			
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤田朋朗

Ⅰ事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	■ 登載事業 □ 非登載事業	[総合計画以外の計画・指針等]	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生体制の充実	[根拠法令等]	
主要施策の分類	墓地・墓園・斎場の適正管理と周辺環境の整備	[事務種類]	自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武町	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	火葬業務における利用者へのサービス向上・経費削減		
事業の手段	(How)	火葬業務・墓地・墓園・斎場の管理委託		
事業の結果	(Outcome)	専属従事者による火葬業務の遂行により、利用者へのサービスが確保されるとともに民間委託により経費の削		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

[事業内容]	[H15実績]	[H16実績]	[H17実績]	[H18予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備 考]
火葬業務・墓地・墓園・斎場の管理	火葬業務・墓地	火葬業務・墓地	火葬業務・墓地	火葬業務・墓地	火葬業務・墓地	H15～H19	1,228,000円
	墓園・斎場管理	墓園・斎場管理	墓園・斎場管理	墓園・斎場管理	墓園・斎場管理		(17年実績)

[事業計画の達成状況]

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

[本年度の事業実施スケジュール]

火葬業務・斎場施設管理のほか、墓地・墓園の草刈等の周辺環境整備

[町民への周知方法]

[関係機関・関係部署との役割分担]

Ⅳ事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]		
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]		

Ⅴ事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

(ア) 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

a 行政が行うべきである
(b) 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

一部民間といっても火葬場運営は市町村がすべきとされ、あくまで委託の域を超えないと思慮する。しかし、民間委託により自主的発想による住民サービスの向上が期待される。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明) 今後、同種事業への新規参入等があれば、競争意識の発生によりサービスの向上、新規雇用の創出等が期待される。
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他 ( )	(説明) 火葬場の経営は墓地埋葬法上、永続性・非営利性が求められ、原則市町村がすべきとされている。
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 ( )	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 ( )	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 ( )	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 年間の火葬件数は正確な予測は困難であり、過去5ヵ年の平均数を使用している。人件費は道の労務単価を使用、委託額を超過する年度もある。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

○方向性の区分（選択例）

A 継　続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡　充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮　小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統　合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終　了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休　止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃　止

〈担当所管評価〉

方向性 A ― ア

※Ａ選択の場合のみ

（上記Ａ～Ｄから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号	4 ー 14

事 業 名	一般廃棄物収集運搬等業務委託	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	住民生活課
（計画事業名）			環境衛生係
（細事業名）		調書作成者職氏名	主事 澤 田 朋 朗

Ⅰ事業の位置づけ

〔第4期雄武町総合計画〕	■ 登載事業 □ 非登載事業	〔総合計画以外の計画・指針等〕	
まちづくりの基本目標の分類	自然と共生する快適環境のまち		
施策の項目の分類	環境衛生対策の充実	〔根拠法令等〕	
主要施策の分類	ごみ収集・処理体制の充実	〔事務種類〕	自治事務（その他・単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	（What）	一般家庭から排出されるごみの迅速かつ的確な収集による住民サービスの向上		
事業の手段	（How）	民間委託		
事業の結果	（Outcome）	臨機応変な収集の遂行、可能な限りでの経費節減		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

〔事業内容〕	〔H15実績〕	〔H16実績〕	〔H17実績〕	〔H18予定〕	〔事業計画〕	〔計画期間〕	〔備 考〕
一般廃棄物収集運搬等業務委託	・家庭系ごみ収集（町内全域）	・家庭系ごみ収集（町内全域）	・家庭系ごみ収集（町内全域）	・家庭系ごみ収集（町内全域）	・家庭系ごみ収集（町内全域）	12～19年度	32,261,600円（17年度実績）
	・処理施設管理	・処理施設管理	・処理施設管理	・処理施設管理	・処理施設管理		

〔事業計画の達成状況〕

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

現時点において、収集に係る町民よりの苦情はなく、スムーズに業務遂行されていると判断される。運行に係る燃料費高騰が委託費中の経費を圧迫している。今後、一部収集車両の老朽化が進行する。

〔本年度の事業実施スケジュール〕

本年度においても、一般家庭から排出されるごみ収集・イベント時の臨時収集・キャンプ場ごみの期間限定収集・処理施設の管理を業務内容とする。

〔町民への周知方法〕

ホームページ・町広報等を活用している。

〔関係機関・関係部署との役割分担〕

正しい分別がされていないものは、ごみ調査を行い排出者が特定できれば個別注意・自治会への回覧依頼・ごみステーションの定期巡視等を実施し改善に向け対応している。

Ⅳ事業の立案形成

〔立案形成に至る背景・ニーズ〕		
〔立案形成過程における検討課題〕	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
〔事業化の過程における検討課題〕	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
〔立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策〕		

Ⅴ事業の評価

〔雄武町が実施することの妥当性〕

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

(ア) 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

a 行政が行うべきである
(b) 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

一部民間といっても一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、あくまで委託の域を超えないものと解する。しかし、民間委託により、自主的発想により住民サービスの向上、新たな雇用創出等が期待される。

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 (ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである (b) 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 民間独自財源の活用により民間独自の自主的発想により住民サービスの向上も期待される。
②情勢変化 (ア) 民間等による同種・類似事業の増加・充実 (イ) 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 (エ) 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明) 今後、同種事業への新規参入等の可能性が見出せれば、競争意識の発生による高度な住民サービスの提供が期待される。
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 町内の環境・公衆衛生維持のため、迅速かつ効率的な収集が行われ、収集従事者による不適正排出に対する指導等、住民サービスに努めている。
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 町内の環境・公衆衛生維持のため、迅速かつ効率的な収集が行われ、収集従事者による不適正排出に対する指導等、住民サービスに努めている。

Ⅵ事業の参考事項

[民間能力の活用] ①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明) 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされており、市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。又、市町村で処理できない場合は、許可を与え収集運搬・処分を行うこととなる。よって、委託によって対応すべき性質のものであると思慮される。
②執行事業の外部委託の可否 (実施中) ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用] ①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、あくまで単独市町村内の収集の域を超えるものではなく、なじまないものと思慮する。
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
[事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 現時点において委託費の算定は、人件費は道労務単価を使用、燃料費は町への納入単価使用し経費節減に努めている。委託費内において全ての業務経費を賄えるものではなく、民間資金に依存している部分もある。引き続き精査を継続する。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 現状において、人員配置・経費面等において、直営での施行は困難であり、委託事業とせざるを得ない。

Ⅶ事業の方向性

［来年度に向けた事業の方向性］

○方向性の区分（選択例）

Ａ 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

Ｂ 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

Ｃ 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

Ｄ 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 Ａ ― ア（※Ａ選択の場合のみ） （上記Ａ～Ｄから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）